

敬和学園大学研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止に関する規程

〔2015年5月28日
制 定〕

最新改正 2023年10月25日

(目的)

第1条 この規程は、敬和学園大学（以下「本学」という。）内における研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において「研究費の不正使用」（以下「不正使用」という。）とは、次に掲げる行為のことをいう。

- (1) 不正に旅費を受領すること。
- (2) 実態の伴わない謝金・給与を請求し、不正に受領すること。
- (3) 申請と異なる物品費等を不正に受領すること。
- (4) 架空の取引により支出された購入代金を、業者に預け金として管理させること。
- (5) 法令、本学の規程又は当該研究費の使用に関するルール等に定められた用途以外の用途に使用すること。

2 この規程において「研究活動の不正行為」（以下「不正行為」という。）とは、故意又は研究者としてわきまえるべき基本的な注意義務を著しく怠ったことによる、投稿論文など発表された研究成果の中に示されたデータや調査結果等における次に掲げる行為のことをいう。ただし、故意によるものでないことが根拠をもって明らかにされたものは不正行為にあたらぬ。

- (1) 捏造 存在しないデータを基に研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイデア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を当該研究者の了解又は適切な表示なく流用すること。
- (4) 二重投稿 他の学術雑誌等に既発表、又は投稿中の論文と本質的に同一の内容の原稿をオリジナル論文として投稿すること。
- (5) 不適切なオーサーシップ 研究論文の著者リストにおいて、著者としての資格を有しない者を挙げること、又は著者としての資格を有する者を除外すること。

3 前項第1号、第2号及び第3号に定める不正行為を「特定不正行為」という。

4 この規程において「教職員等」とは、研究費の申請、運営・管理に関わる教員（以下「研究者」という。）及び事務職員及び公的研究費から謝金等を受ける学生等をいう。

5 この規程において不正使用及び不正行為の対象となる研究費及び研究活動は、「敬和学園大学における公的研究費取扱規程」（2015年5月28日制定）に定める公的研究費又は本学で支給する研究費、また、それらの研究費により行われる全ての研究活動とする。

(教職員等の責務)

第3条 教職員等は、法令、本学の規程又は当該研究費の使用ルール等を遵守し、不正使用及び不正行為を行ってはならない。また、自ら不正使用及び不正行為の防止に努めなければならない。

2 本学の研究活動に従事している者（本学に本務を有しない研究者及び研究支援者を含む）及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者は、研究倫理及び研究活動における法令等に関する研修又は科目等を受講しなければならない。ただし、本学に本務を有しない者については、他機関での受講をもって代えることができる。

(研究倫理教育)

第4条 研究倫理教育を徹底し、研究者としての規範意識を向上していくため、本学の研究活動に従事している者（本学に本務を有しない研究者及び研究支援者を含む）及び本学の施設や設備を利用して研究に携わる者及び研究に関わる学生など、広く研究活動に関わる者を対象に定期的に研究倫理教育を実施する。

2 前項の研究倫理教育を実施する者として、人文社会科学研究所長を研究倫理教育責任者とする。

3 研究倫理教育責任者は、研究倫理教育の実施内容と状況について、統括管理責任者及び倫理委員長に報告する。

(研究データの保存)

第5条 研究者は、研究のために収集した又は生成した資料・情報・データ等（以下「研究データ」という。）を、文部科学省が示す指針等に基づき、一定期間保存・保管しなくてはならない。

(研究データの開示)

第6条 研究者は、不正行為の疑義が生じ、調査等のために開示を求められた場合には、当該研究データを速やかに開示しなければならない。

(不正防止体制)

第7条 学長は、不正使用及び不正行為の防止並びに研究倫理の向上等に関し、大学全体を統括する権限と責任を有する最高管理責任者として、研究費不正根絶への強い決意を掲げ、強力なリーダーシップの下、不正防止計画を推進するために適切な措置を講じるものとする。

2 本学全体の観点から不正防止計画の推進を担当する部署（以下「不正防止計画推進部署」という。）を研究体制整備委員会に置く。

3 不正防止計画推進部署は、統括管理責任者である副学長又はそれに相当する者ととともに、機関全体の具体的な対策（不正防止計画、コンプライアンス教育・啓発活動等の計画を含む。）を策定・実施し、実施状況を確認する。

4 不正防止計画推進部署は監事との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、不正防止計画の策定・実施・見直しの状況について意見交換を行う機会を設ける。

(不正防止計画の策定及び実施)

第8条 不正防止計画推進部署は、内部監査部門とも連携し、不正を発生させる要因がどこにどのような形であるのか、機関全体の状況を体系的に整理し評価する。

2 最高管理責任者が策定する不正防止対策の基本方針に基づき、統括管理責任者及び不正防止計画推進部署は、機関全体の具体的な対策のうち最上位のものとして、不正防止計画を策定する。

3 不正防止計画の策定に当たっては、把握した不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不正発生要因に応じて随時見直しを行い、効率化・適正化を図る。

4 部局等は、不正根絶のために、不正防止計画推進部署と協力しつつ、主体的に不正防止計画を実施する。

(モニタリング及び監査)

第9条 内部監査部門は、最高管理責任者の直轄的な組織として、不正を根絶することを目指し、モニタリング及び監査体制を整備し、実施するものとする。

2 内部監査部門は研究体制整備委員会に置く。

3 内部監査部門は、内部監査を必要に応じて監事又は会計監査人と連携して実施するものとする。また、過去の監査等で把握された不正発生要因に応じて、監査計画を随時見直し、効率化・適正化を図るとともに、専門的な知識を有する者を活用して内部監査の質の向上を図る。

4 内部監査部門は、効率的・効果的かつ多角的な内部監査を実施するために、監事及び会計監査人との連携を強化し、必要な情報提供等を行うとともに、機関における不正防止に関する内部統制の整備・運用状況や、モニタリング、内部監査の手法、競争的研究費等の運営・管理の在り方等について定期的に意見交換を行う。

5 内部監査結果等については、コンプライアンス教育及び啓発活動にも活用するなどして周知を図り、機関全体として同様のリスクが発生しないよう徹底する。

(告発・相談窓口)

第 10 条 不正使用及び不正行為にかかる機関内外からの告発・相談の窓口を総務課総務係とし、連絡先、受け付けの方法等を公表する。

2 書面、電話、ファックス、電子メール、面談等、いずれの方法でも受け付ける。

3 告発・相談を受け付けた場合は、速やかに学長に報告する。

(告発の取り扱い)

第 11 条 告発は原則として、顕名(実名)によって行われ、不正使用又は不正行為を行ったとする研究者、グループ、不正の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする科学的な合理性のある理由が示されているもののみを受け付ける。

2 前項にかかわらず、匿名による告発があった場合は、告発の内容に応じ、顕名(実名)の告発に準じて取り扱うことができる。

3 会計検査院等の公的機関、新聞等の報道機関、研究者コミュニティ又はインターネット等により、不正使用又は不正行為の疑いが指摘された場合(不正使用又は不正行為を行ったとする研究者、グループ、不正の態様等、事案の内容が明示され、かつ不正とする合理的理由が示されている場合に限る。)は、顕名(実名)の告発に準じて取り扱うことができる。

4 書面による告発など、受付窓口が受け付けたか否かを告発者が知り得ない方法による告発がなされた場合は、告発者(匿名の告発者を除く。ただし、調査結果が出る前に告発者の氏名が判明した後は顕名による告発者として取り扱う。以下に同じ。)に、告発を受け付けたことを通知する。

5 告発の意思を明示しない相談については、その内容に応じ、告発に準じてその内容を確認・精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談者に対して告発の意思があるか否か確認するものとする。

6 上記による告発の意思を明示しない相談について、告発の意思表示がなされない場合にも、学長の判断により、その事案の調査を開始することができる。

7 不正が行われようとしている、又は不正を求められているという告発・相談については、その内容を確認・精査し、相当の理由があると認めたときは、学長は、被告発者に警告を行うものとする。

(告発者・被告発者の取扱い)

第 12 条 学長は、告発者及び被告発者等の氏名、告発内容及び調査内容について、当該事案の調査結果を公表するまで、告発者及び被告発者等の意に反して調査関係者以外に漏えいしないよう、関係者の秘密保持を徹底しなければならない。

2 学長は、悪意に基づく告発等であることが判明しない限り、単に告発したことを理由に、告発者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしてはならない。

3 学長は、相当な理由なしに、単に告発等がなされたことのみをもって、被告発者の研究活動を部分的又は全面的に禁止したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いをしたりしてはならない。

(予備調査)

第 13 条 学長は、告発又は告発によらずに顕在化した不正使用又は不正行為の疑いが生じた場合は、告発等の受け付けから 30 日以内に、予備調査委員会において予備調査を行った上で、本調査の要

否を判断するとともに、当該調査の要否を配分機関に報告する。ただし、不正を認定した研究が特定不正行為の場合には、配分機関及び文部科学省の双方に報告するものとする。

2 予備調査委員は、次の委員をもって組織する。

- (1) 学科長
- (2) 大学事務局長
- (3) その他学長が指名するもの

3 予備調査の実施にあたっては、告発・相談者及び被告発者の秘密を守るため、当該者が特定されないよう、調査の方法に十分配慮しなければならない。

4 本調査を行わないことを決定した場合、その旨を理由とともに告発者に通知するものとする。この場合、予備調査委員会は予備調査に係る資料を保存し、その事案に係る配分機関及び告発者の求めに応じて開示するものとする。

(本調査)

第 14 条 本調査を行うことを決定した場合、学長は不正調査委員会を設置し、調査の実施の決定後、30 日以内に調査を実施する。

2 本調査の実施に際し、調査方針、調査対象及び方法等について配分機関に報告、協議しなければならない。ただし、不正を認定した研究が特定不正行為の場合には、配分機関及び文部科学省の双方に報告するものとする。

3 配分機関及び文部科学省からの求めがあった場合、調査に支障がある等、正当な事由がある場合を除き、当該事案に係る資料の提出又は閲覧、現地調査に応じなければならない。

(不正調査委員会)

第 15 条 不正調査委員会の委員は、次の者を含めて、調査に必要な者を学長が委嘱する。

- (1) 不正使用に係る調査の場合には、公認会計士
- (2) 不正行為に係る調査の場合には、調査対象の研究分野の専門的知識を有する学外の者
- (3) 法律の専門的知識を有する者又は弁護士
- (4) 予備調査委員の中から 1 名
- (5) その他学長が必要と認めた者 若干名

2 不正調査委員会の委員長は、前項の委員の中から学長が指名する。

3 不正調査委員は、半数以上の外部有識者で構成し、告発者または被告発者と直接の利害関係を生じない者とする。

(調査委員の通知)

第 16 条 学長は、不正調査委員会を設置したときは、委員の氏名、所属を告発者及び被告発者に通知する。

2 前項により、通知を受けた告発者及び被告発者は、10 日以内に異議申し立てをすることができる。異議申し立てがあった場合、不正調査委員会は内容を審査し、その内容が妥当であると判断したときは、異議申し立てに係る調査委員を交代させるとともに、その旨を告発者及び被告発者に通知する。

(調査の実施)

第 17 条 本調査にあたっては、次の方法により調査を実施する。

- (1) 当該研究者及びその関係者からの事情聴取
- (2) 支出に係る決議書、証憑の精査
- (3) 取引業者からの事情聴取、伝票、納品書等の精査
- (4) 本学及び当該資金配分機関の使用ルールとの整合性の調査

- (5) 論文や実験・観察ノート、データ等の各種証拠資料の精査
 - (6) 再実験の要請
 - (7) その他必要な事項の調査
 - (8) 証憑及び証拠書類の保全措置
- 2 調査の際、被告発者の弁明の機会が与えられるものとする。
 - 3 調査は、公平かつ不偏に実施しなければならない。
 - 4 不正調査委員会は、被告発者に対し、再実験等の方法によって再現性を示すことを求めることができる。また、被告発者から再実験等の申し出があり、調査委員会がその必要性を認める場合は、それに要する期間及び機会並びに機器の使用等を保障するものとする。
 - 5 調査にあたっては、調査対象における公表前のデータ、論文等の研究または技術上秘密とすべき情報が、調査の遂行上必要な範囲外に漏えいすることのないよう十分配慮しなければならない。
 - 6 調査にあたって、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとる。この場合、告発された事案に係る研究活動が行われた研究機関が本学でないときは、不正調査委員会は、告発された事案に係る研究活動に関して、証拠となる資料及びその他関係書類を保全する措置をとるよう、当該研究機関に依頼するものとする。ただし、これらの措置に必要な場合を除き、被告発者の研究活動を制限してはならない。

(調査の対象となる研究活動)

第 18 条 調査の対象には、告発された事案に係る研究活動のほか、不正調査委員会の判断により調査に関連した被告発者の他の研究活動も含めることができる。

(調査中における一時的執行停止)

第 19 条 学長は、必要に応じて、被告発者に対し、調査対象制度の研究費の使用停止を命ずることができる。

(調査への協力)

第 20 条 被告発者及び被告発者が所属する学科及びその関係者は、不正調査委員会の調査に積極的に協力し、知り得る事実について真実を述べなければならない。

(認定・報告)

第 21 条 不正調査委員会は、調査開始から 150 日以内に以下の認定を行い、調査結果を学長に報告しなければならない。

(1) 不正使用又は不正行為が行われたか否かについて客観的で合理的な証拠で判定し、不正使用又は不正行為と認定した場合は、その内容及び不正に関与した者とその関与の度合並びに不正行為と認定された研究に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究における役割、当該不正使用における役割及び不正使用された研究費の額を認定する。

(2) 不正使用又は不正行為が行われていないと認定した場合であって、調査を通じて告発が悪意に基づくものであることが判明したときは、不正調査委員会は、併せてその旨を認定する。ただし、この認定を行うにあたっては、告発者に弁明の機会を与えなければならない。

(不正行為の疑惑への説明責任)

第 22 条 不正調査委員会への調査において、被告発者が告発された事案にかかる研究活動に関する疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、物的・科学的根拠を示して説明しなければならない。

2 前項の場合において、再実験等を必要とするときは、第 17 条第 4 項の定める保障を与えなければならない。

(特定不正行為か否かの認定)

第 23 条 不正調査委員会は、前条により被告発者が行う説明を受けるとともに、調査によって得られた、物的・科学的証拠、証言、被告発者の自認等の諸証拠を総合的に判断して、特定不正行為か否かの認定を行う。証拠の証明力は、不正調査委員会の判断に委ねられるが、被告発者の研究体制、データチェックのなされ方など様々な点から客観的不正行為事実及び故意性等を判断しなければならない。なお、被告発者の自認を唯一の証拠として特定不正行為と認定することはできないものとする。

- 2 特定不正行為に関する証拠が提出された場合には、被告発者の説明及びその他の証拠によって、特定不正行為であるとの疑いが覆されないときは、特定不正行為と認定することができる。また、被告発者が生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存など、本来存在すべき基本的な要素の不足により、特定不正行為であるとの疑いを覆すに足る証拠を示せないときも同様とする。ただし、被告発者が善良な管理者の注意義務を履行していたにもかかわらず、その責によらない理由（例えば災害など）により、上記の基本的な要素を十分に示すことができなくなった場合等正当な理由があると認められる場合はこの限りではない。また、生データや実験・観察ノート、実験試料・試薬等の不存などが、各研究分野の特性に応じた合理的な保存期間や被告発者が所属する、又は告発に係る研究活動を行っていたときに所属していた研究機関が定める保存期間を超えることによるものである場合についても同様とする。
- 3 前条の説明責任の程度及び前項の本来存在すべき基本的要素については、研究分野の特性に応じ、不正調査委員会の判断に委ねられるものとする。

（調査結果の通知）

第 24 条 不正調査委員会は、調査結果（認定を含む。以下同じ。）を速やかに告発者及び被告発者に通知する。被告発者が学外者である場合は、その所属機関にも当該結果を通知する。

- 2 悪意に基づく告発との認定があった場合、告発者が学外者であれば、その所属機関にも通知する。（配分機関への報告）

第 25 条 学長は、不正使用又は不正行為を認定した研究が資金配分機関の資金により行われていた場合には、告発等を受け付けた日から 210 日以内に最終報告書を作成し、配分機関に提出するものとする。本調査の終了前であっても、配分機関の求めに応じ、不正調査委員会から調査の進捗状況及び調査の中間報告を提出させ、配分機関に報告するものとする。また、調査の過程であっても、不正の事実が一部でも確認された場合には、速やかに認定し、配分機関に報告する。

- 2 不正を認定した研究が特定不正行為の場合は、配分機関及び文部科学省に報告するものとする。（不服申し立て）

第 26 条 不正使用又は不正行為と認定された被告発者は、調査結果の通知を受け付けた日から起算して 10 日以内に不正調査委員会に対し、不服申し立てをすることができる。ただし、その期間内であっても、同一理由による不服申し立てを繰り返すことはできない。

- 2 告発が悪意に基づくものと認定された告発者（被告発者の不服申し立ての審議の段階で悪意に基づく告発と認定された者を含む。）は、その認定について、第 1 項の例により、不服申し立てをすることができる。
- 3 不正調査委員会は不服申し立てについて、再調査を行うかどうか判断し、再調査を行う場合には速やかにその旨を被告発者に通知しなければならない。
- 4 被告発者から不服申し立てがあったときには、告発者に通知するとともに、配分機関に報告する。ただし、特定不正行為と認定された場合の不服申し立ての場合は、配分機関及び文部科学省の双方に報告する。不服申し立ての却下及び再調査開始の決定をしたときも同様とする。
- 5 不服申し立ての趣旨が新たに専門性を要する判断が必要となるものである場合には、調査委員の

交代若しくは追加、または不正調査委員会に代えて他の者に再調査をさせる。ただし、不正調査委員会の構成の変更等を必要とする相当の理由がない場合はこの限りでない。

- 6 不正調査委員会が再調査を開始した場合は、先の調査結果を覆すか否かを 50 日以内に決定し、その結果を直ちに学長に報告し、被告発者及び告発者に通知するとともに、配分機関に報告する。ただし、特定不正行為と認定された場合の不服申し立ての場合は、配分機関及び文部科学省の双方に報告する。

(調査結果の公表)

第 27 条 学長は、不正調査委員会において不正使用又は不正行為が行われたと認定したときは、速やかに調査結果を公表する。ただし、合理的な理由がある場合は、不正に関与した者の氏名・所属などを非公表とすることができる。

- 2 不正使用又は不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、原則として調査結果を公表しない。ただし、調査事案が外部に漏えいしていた場合及び論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、調査結果を公表する。悪意に基づく告発の認定があったときは、調査結果を公表する。

- 3 公表の内容は、次の各号に掲げる事項とする。

- (1) 不正に関与した者の氏名・所属
- (2) 不正が行われた研究課題
- (3) 不正の内容・競争的資金又は基盤的経費の額及びその用途
- (4) 調査を踏まえた本学としての結論と判断理由
- (5) 本学が公表時までに行った措置の内容
- (6) 不正調査委員の氏名・所属
- (7) 調査の方法・手順
- (8) その他、学長が必要と認めた事項

(認定後の措置)

第 28 条 学長は、不正行為が行われたとの認定があった場合、不正行為への関与が認定された者及び関与したとまでは認定されないが、不正行為が認定された論文等内容について責任を負う者として認定された著者に対し、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

- 2 学長は、不正使用又は不正行為が行われたとの認定があった場合、被認定者に対し、直ちに当該研究に係る研究費の使用中止を命じ、当該研究費を返還させることができる。

- 3 学長は、不正の内容に応じて敬和学園大学就業規則第 49 条に基づき、懲戒処分等を理事会に提案することができる。

- 4 学長は、告発が悪意に基づくものと認定した場合、告発者に対し、懲戒処分等を理事会に提案することができる。告発が学外の機関で行われたものに対しても、同様とする。

- 5 学長は、研究費の私的流用など、悪質性が高い行為の場合には、不正の関与が認定された者を含めた被認定者に対し、刑事告発又は民事訴訟の法的手続きをとることができる。

- 6 学長は、不正使用に関与した取引業者について、取引停止等の処分を行うことができる。

- 7 学長は、調査の結果、不正使用又は不正行為が行われなかったとの認定があった場合は、その旨を調査に関与した全ての者に通知するとともに、当該研究に係る研究費の執行の停止その他必要な措置を解除し、当該研究者の名誉の回復に係る措置及び当該研究者の不利益発生の防止に係る措置を講ずるものとする。また、必要に応じて告発者への不利益発生を防止する措置を講ずるものとする。

(個人情報保護)

第 29 条 調査業務従事者又は調査に関わった者は、調査で得られた個人情報、正当な理由なく他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。調査業務従事者でなくなった後も同様とする。
(その他の取り扱い)

第 30 条 不正使用及び不正行為への対応に関して、この規程の定めのないことについては、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（平成 19 年 2 月 15 日（令和 3 年 2 月 1 日改正）文部科学大臣決定）及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」（平成 26 年 8 月 26 日文部科学大臣決定）に従うものとする。
(規程の改廃)

第 31 条 この規程の改廃は、教授会の議を経て学長が決定するものとする。

附 則

- 1 この規程は、2015 年 5 月 28 日から施行し、2015 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 敬和学園大学研究費の不正使用及び研究活動の不正行為の防止に関する規程（2007 年 11 月 29 日制定）は、廃止する。

附 則（2016年9月14日）

この規程は、2016 年 9 月 14 日から施行する。

附 則（2021 年 9 月 1 日）

この規程は、2021 年 9 月 1 日から施行する。

附 則（2023 年 10 月 25 日）

この規程は、2023 年 10 月 25 日から施行する。